

高田和幸議員に対する辞職勧告決議

高田和幸議員の一連の行動は、御前崎市議会政治倫理審査委員会において政治倫理基準に違反するものと認定され、「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずることが、本会議の賛成多数で可決されたにもかかわらず、自らは謝罪文の朗読を拒否した。

これまでも、高田和幸議員は、自身のブログで不適切な表現を用いて情報発信を行ったとして、令和7年3月6日に議長から文書による厳重注意を受けている。また、令和7年2月議会定例会の一般質問では、市役所を「嘘をつく組織」と表現し、市職員の名誉を傷つけるとともに、市役所全体の信頼を失墜させたとして、令和7年3月24日に問責決議が可決されている。

このような高田和幸議員の一連の行動は、議会の品位と権威を傷つけるとともに、御前崎市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであった。

そうした経緯があるにもかかわらず、相変わらず政治倫理基準に反する言動を繰り返し、政治倫理審査委員会や本会議の決定にも従わないなど、一向に反省の姿勢が見られない高田和幸議員を、御前崎市議会としては断じて許すわけにはいかない。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し、自らの意思により速やかに議員辞職することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年6月30日

御前崎市議会